

基本方針への提言策定に当たっての論点(案)

※網掛けはエコツーリズム推進法によって定めることとなっている事項

※斜体・下線はエコツーリズム推進法の条文中に記述があり、定めることが必要と思われる事項

想定される基本方針(提言)の構成(案)	想定される主な記述内容 (主たる論点)	(参考)エコツーリズム推進法の 条文における関連記述
はじめに		
	・基本方針の位置づけ	基本方針の位置づけ【第四条】
1.エコツーリズムの推進に関する基本的方向		
(1)わが国のエコツーリズムを取り巻く状況	・エコツーリズムを取り巻く社会状況	目的【第一条】
(2)わが国におけるエコツーリズムの基本的な考え方	・基本理念の分かりやすい記述 ・基本理念を達成するための考え方 ・ガイドランス、ルール、モニタリング、順応的管理の流れ	基本理念①(自然環境(生物多様性)への配慮)【第三条】 基本理念②(観光振興への寄与)【第三条】 基本理念③(地域振興への寄与)【第三条】 基本理念④(環境教育への活用)【第三条】 エコツーリズムの定義【第二条】
(3)エコツーリズムの目指す方向性	・目指すべき方向性	
2.エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項		
協議会の必要性と役割		
(1)協議会の組織化	・関係者の公平な参加を担保するための留意点 ・効果的な合意形成と、公正かつ適正な運営を確保するための留意点 ・多様な主体の参加と協調的な会議運営のあり方 ・役割と権限 ・継続の仕組み	構成主体【第五条】
(2)協議会の運営	・専門家の協力の重要性(客観的かつ科学的なデータに基づく協議のあり方) ・公開の原則 ・メリットの伝え方 ・情報の発信と共有化	
(3)活動状況の公表・報告		活動状況の公表【第十一条】 活動状況の報告【第十二条】
3.エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項		
<u>(1)エコツーリズムを推進する地域</u>	・地域が目指すエコツーリズム推進の目的及びその方向性 ・区域設定の考え方 ・ゾーニング(地区別構想)の考え方	エコツーリズムを推進する地域【第五条】
<u>(2)対象となる自然観光資源</u>	・地域類型別にみた自然観光資源の抽出の考え方と留意点 ・選定の視点 ・全体構想における表現方法(地図、一覧表など) ・動植物の生息地・生育地その他の自然環境に係る観光資源の考え方 ・自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源の考え方	エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源の名称及び所在地【第五条】 自然観光資源の定義①(自然環境に係る観光資源)【第二条】 自然観光資源の定義②(風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源)【第二条】
<u>(3)エコツーリズム実施の方法</u>		エコツーリズムの実施の方法【第五条】
①ガイドランス・プログラム	・地域の一次産業や文化を活かしたツアーのあり方 ・体験、観察ポイントなど新しい観光資源の発掘 ・ガイドの能力の質の確保 ・実施されるツアーの質の確保	
②ルール	・ルール策定に当たっての合意形成のあり方 ・地域内関係者の関心、理解、協力を得るための意識醸成の考え方 ・運用に当たっての実効性担保のあり方 ・質の高いツアー、快適性の担保のあり方	
③モニタリング(資源管理)	・自然観光資源の状態を適切に把握するための考え方 ・自然観光資源の監視、データの取得および蓄積にあたっての実践的な取り組み方 ・評価結果の適切な反映方法 ・科学的視点の導入方法(専門家、研究者との協働のあり方)	
<u>(4)自然観光資源の保護及び育成</u>	・保護及び育成措置の基本的な考え方 ・特定自然観光資源指定の視点(学術的側面、精神的側面、観光的側面 等) ・特定自然観光資源の区域の指定の考え方 ・特定自然観光資源の指定に当たっての留意点(土地所有者等、既存の公益との調整) ・講ずる保護措置の公表、周知の考え方 ・立入制限の区域指定及び運用に当たっての留意点(土地所有者等、既存の公益との調整)	自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置【第五条】 特定自然観光資源の指定【第八条】 土地所有者等の同意【第八条】 講ずる保護措置の公表、周知 指定解除【第八条】 特定自然観光資源に関する規制【第九条】

想定される基本方針(提言)の構成(案)	想定される主な記述内容 (主たる論点)	(参考)エコツーリズム推進法の 条文における関連記述
(5)協議会の参画主体	・役割と権限※再掲	協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担【第五条】
(6)その他エコツーリズムの推進に必要な地域		その他エコツーリズムの推進に必要な事項【第五条】
①基本構想の公表	・公表に当たっての考え方、適切な方法 ・定期的な見直しのスケジュールの考え方	基本構想の公表【第五条】
②環境教育の場としての活用と普及啓発	・参加者にとっての考え方 ・地域の関係者にとっての考え方	基本理念④(環境教育への活用)【第三条】※再掲
③他の法令や計画との関係・整合	・他の法令や計画との関係・整合の考え方	
④他の公益との関係・整合	・他の公益との関係・整合の考え方	
⑤一次産業や土地所有者等との関係・整合	・一次産業や土地所有者等との合意形成の考え方	
⑥地域の生活や習わしへの配慮	・地域の生活や習わしへの配慮に当たっての留意点	
4.エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項		
(1)認定の趣旨		
(2)認定の手続き		
(3)認定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・全体構想に定める事項が確実かつ効果的に実施されると判断されるための視点 ・複数市町村を一体として推進することが適当であると判断されるための視点 ・公表に当たっての考え方、適切な方法 ・認定変更の考え方 ・他の法令や計画との関係・整合の考え方※再掲 ・他の公益との関係・整合の考え方※再掲 	認定基準①(基本方針との適合)【第六条】 認定基準②(全体構想記載事項の確実かつ効果的な実施)【第六条】 複数の市町村からの認定の一体としての認定【第六条】 認定の公表【第六条】 認定の変更【第六条】
(4)認定の取り消し	・認定取り消しに当たっての視点	認定の取り消し【第六条】
(5)認定全体構想の周知	・効果的な周知方法	認定全体構想についての周知【第七条】
5.生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施にあたって配慮すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項		
(1)生物多様性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・エコツアーを通じた生物多様性の理解と実践 ・生物多様性(地域の固有性)の観光的価値とその向上の考え方 ・外来種問題など ・過剰利用(一時的な利用集中)に対する利用分散の考え方 ・保全と質の高い利用の相乗的効果 	
(2)技術的助言	・地域に対する効果的な助言のあり方	技術的助言【第十三条】
(3)普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集、整理、分析、結果の提供のあり方 ・国及び地方公共団体の広報活動の考え方 	情報の収集および提供【第十四条】 広報活動【第十五条】
(4)エコツーリズムの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・エコツーリズムの普及と啓発、意識醸成、取り組みの継続など ・エコツーリズムを担う人材育成の考え方 	
(5)認定全体構想の周知	・効果的な周知方法※再掲	認定全体構想についての周知【第七条】
(6)エコツーリズム推進連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・省庁間の連携の重要性 ・連絡調整のあり方 	エコツーリズム推進連絡会議【第十七条】